

仕 様 書

本業務は、公園緑地等維持管理標準仕様書（平成25年1月改定（平成23年1月制定）広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること。

特記仕様書

- 1 本仕様書は、大芝公園交通ランド管理棟外を快適に使用できるよう、清掃作業を行うものである。
- 2 施行箇所及び回数は、交通ランド管理棟清掃業務数量等一覧表のとおりとする。
- 3 業務着手に際しては、あらかじめ本協会に対し、現場責任者及び従業員の住所・氏名等を報告するものとする。また、現場責任者及び従業員に変更があったときも同様とする。
- 4 業務内容
基本的な清掃作業内容は、次のとおりとする。
 - (1) 床面のチリ・ゴミをほうきで清掃し、灰皿・ゴミ箱当のごみを収集する。床面等で特に汚れがひどい場合には、薬剤等を使用して水洗いのうえ、十分拭き取ること。
 - (2) 机・棚等の汚れを雑巾で拭き取ること。
 - (3) ワックス掛けはモップ類で行い、むらのないようにまんべんなく塗り、乾燥させること。なお、ワックスは、床材に適合したものを使用すること。
 - (4) 窓ガラスの内外面を洗浄後に水拭きし、乾拭きにより仕上げる。窓枠や網戸に付着した汚れやゴミを除去する。
 - (5) 蛍光灯等の照明器具を水拭きする。珠切れした蛍光灯や点灯管があれば、交換する。
 - (6) 便所清掃は、12月29日～1月3日を除く毎日行うこと。なお、作業内容は、別添「便所清掃特記仕様書」によること。
 - (7) 収集したゴミ等は、次の処分場へ搬入すること。
可燃物：市内焼却工場
不燃物：玖谷埋立地（安佐北区安佐町大字筒瀬2030番地）
- 5 留意事項
 - (1) 作業中は、品位を保ち、施設利用者に不快感を与えるような言動はしないこと。
 - (2) 乙は、委託業務に必要な限り、従業員控室等甲の施設の一部を使用することができる。
 - (3) 業務を行うために要する費用のうち、光熱水費については、甲の負担とする。なお、使用にあたっては、無駄のないように効率的に使用するよう努めること。
- 6 報告事項
業務施行後は、完了報告書を速やかに監督員まで提出し、完了検査を受けること。なお、3月分については、3月31日までに提出すること。
- 7 その他
 - (1) 受託者は、その責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責めを負わなければならない。
 - (2) 本仕様書に明記されていない事項または疑義を生じた場合は、本協会と協議のうえ決定するものとする。

便所清掃特記仕様書

1 業務内容

- (1) 作業中は、その旨を示す表示板を掲げ、利用者に一時使用禁止であることを知らせること。
- (2) 便器に付着した汚物等は、これを除去し、水ですすぐこと。なお、汚れがひどい場合には、薬品等を使用して綺麗に除去し、十分に洗い流すこと。
- (3) 床は、汚物等を除去のうえ、水で洗い流すこと。
- (4) 壁は、汚物等を除去し、水で洗い流すこと。ただし、磁器タイル等内装仕上材が使用されている場所は、直接水をかけず、雑巾等を使用して目地を傷めないよう、注意すること。
- (5) 落書きは、消去すること。なお、シンナー等の薬品を使用しなければならないものについては、速やかに監督員まで連絡すること。
- (6) 天井に付着したクモの巣・ホコリは、ほうき等で取り除くこと。
- (7) 手洗場は、汚物等を除去し、洗浄すること。また、蛇口の水圧を適正に調節すること。
- (8) 便器及び排水管に詰まりが生じた場合は、これを除去し、洗浄すること。なお、人力で除去できない場合は、速やかに監督員まで連絡すること。
- (9) 扉は、雑巾等で汚れを拭き取ること。
- (10) 便器の周囲のゴミ等を除去し、清潔な環境を保持すること。
- (11) 清掃によって除去した汚物・ゴミ等は、速やかに搬出し、環境保全に留意して処分すること。
- (12) 鏡・取手・手摺・柵・ペーパーホルダー・蛇口・押しボタン等の、じかに手で触るところは、タオルで汚れを拭き取ること。なお、汚れのひどい場合には、洗剤・研磨剤等を使用して除去し、清潔に保つこと。
- (13) 汚物入れは、水洗いすること。
- (14) 必要に応じて、照明器具の清掃を行うこと。
- (15) 便器・手洗場・土間・壁等を水洗いした後は、掃き掃除により、水切りを確実に行うこと。

2 留意事項

- (1) 故障及び破損等の異常を発見した場合は、応急処置をするとともに、速やかに監督員まで報告し、指示を受けること。
- (2) 異臭等周囲に迷惑を及ぼすような事態が発生した場合には、応急処置を講じるとともに、その原因を調査し、速やかに監督員まで報告し、指示を受けること。

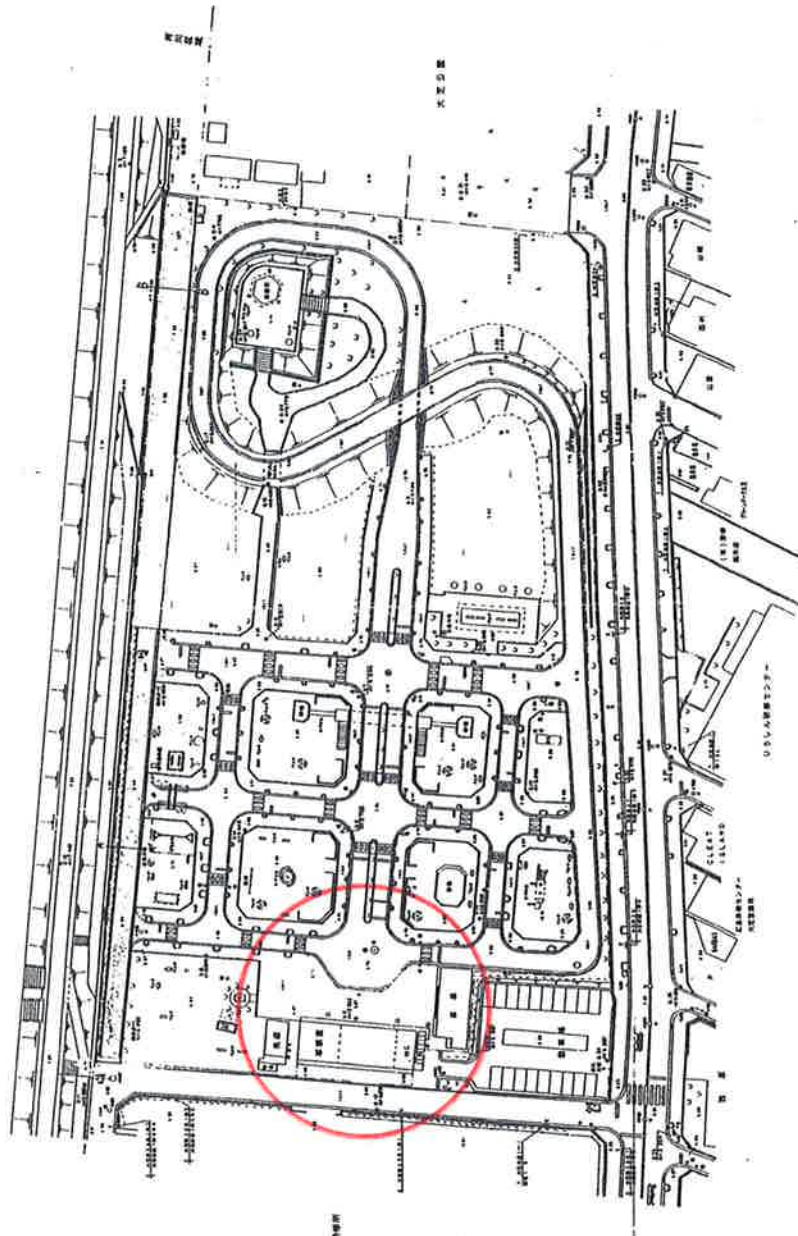
交通ラウンド管理棟清掃業務数量等一覧表

区分	清掃場所	数量	床材質	清掃方法（日常清掃）				清掃方法（定期清掃）				
				床面モップ等清掃	ほうき清掃	便所清掃	衛生消耗品補給	窓ガラス清掃	ワックス清掃	照明器具清掃		
	事務室	25.25 m ²	Pタイル	2回/月						6回/年		
	休憩室	11.51 m ²	Pタイル	2回/月						6回/年		
	研修室	168.00 m ²	Pタイル	2回/月						6回/年		
	湯沸室	4.40 m ²	石張り		2回/月							
	洗濯室	3.60 m ²	タイル		2回/月							
	倉庫	1.98 m ²	コンクリート		2回/月							
	便所(男子・女子・身障者用)	37.15 m ²	タイル			359回/年 360回/年		随時				
	窓ガラス	92.00 m ²	-						2回/年			
	照明器具 (蛍光灯)	46.00 本	-									1回/年

管理棟

施行箇所図

大田川(本川)



○ 施行箇所